

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物(法別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。)等の貯蔵及び取扱いの基準等について、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の付加基準について、並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、本市における火災予防上必要な事項を定める。

【解説及び運用】

本条は、条例の目的を規定したものであり、火災の予防に関し条例に規定すべき事項を定めることをもってその目的としている。

具体的には、法の規定に基づく事項とその他火災予防上必要な事項を定めることとしており、次のとおり各条に規定されている。

1 法第9条の規定に基づく事項

- (1) 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び設備の管理の基準
 - ア 火を使用する設備とは、燃焼を伴う設備で、炉、厨房設備、ボイラー、ストーブ等で火源を有し、使用上容易に移動できない形態のものをいう。また、熱源については、固体燃料、液体燃料、気体燃料を用いるものである。
 - イ その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備とは、そのものが直接火を使用するものではないが、その使用により火災の発生源となる危険性のあるもので、通常の使用状態で発熱体等の温度が100℃を超える電気を熱源とする設備又は電磁誘導加熱式調理器等の電磁誘導等により加熱する方式の設備、若しくは変電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備等の電気設備で、使用上容易に移動できない形態のものをいう。
- (2) 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準
 - ア 火を使用する器具とは、燃焼を伴う器具で、七輪、移動式石油ストーブ、移動式ガスコンロ等で、使用上容易に移動可能な形態のものをいう。また、熱源については、固体燃料、液体燃料、気体燃料を用いるものである。
 - イ その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具とは、そのものが直接火を使用するものではないが、その使用により火災の発生源となる危険性のあるもので、通常の使用状態で発熱体等の温度が100℃を超える電気を熱源とする器具で、移動式電気ストーブ、移動式電気コンロ等で、使用上容易に移動可能な形態のものをいう。
- (3) 火の使用に関する制限その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項

2 法第9条の2第2項の規定に基づく事項

- (1) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
- (2) 住宅における火災予防の推進

3 法第9条の4の規定に基づく事項

- (1) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い（当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。）の基準
- (2) 指定可燃物の貯蔵及び取扱い（指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。）の基準

4 法第17条第2項の規定に基づく事項

消防用設備等の技術上の付加の基準

5 法第22条第4項の規定に基づく事項

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

6 その他火災予防上必要な事項